

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案要綱

第一 特別職の職員の給与に関する法律の一部改正

一 俸給月額の改定

内閣総理大臣等の特別職の職員の俸給月額について、一般職の職員の給与改定に準じ、内閣総理大臣は二百六万五千円、国务大臣等は百五十万七千円、内閣法制局長官等は百四十四万四千円とする等の改定を行うこと。（第三条、附則第三項並びに別表第一、別表第二及び別表第三関係）

二 期末手当の改定

1 内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の期末手当について、十二月期の支給割合を百分の百六十五に改めること。（第七条の二関係）

2 内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の期末手当について、六月期の支給割合を百分の百四十五に改めること。（第七条の二関係）

三 日額手当の改定

常勤の委員等に支給する日額手当の限度額を六万七千八百円とすること。（第四条関係）

第二 特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正

一 特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十四号）附則第四条の規定に基づく経過措置の算定基礎額を〇・三二％引き下げること。（附則第四条関係）

二 特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律附則第六条の規定に基づく経過措置対象の常勤の委員等に支給する日額手当の限度額を六万九千円とすること。（附則第六条関係）

第三 その他

一 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行すること。ただし、第一の二は平成二十二年四月一日から施行すること。

二 その他この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めること。